

令和8年第2回

月形町教育委員会会議録

令和8年2月19日

月形町教育委員会

令和8年第2回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和8年2月19日(木) 午後4時30分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 兼 平 晃 成
委員 岸 上 希 央
委員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 上 葛 隆 治
主 幹 野 本 和 宏
主 幹 加 藤 亮
学務係長 森 田 祐 也
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
議案第3号 令和7年度月形町一般会計補正予算(第8号)[教育関係]について
議案第4号 令和8年度月形町教育行政執行方針について
議案第5号 令和8年度月形町一般会計予算[教育関係]について
議案第6号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
報告第2号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和8年2月分)について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和8年第2回月形町教育委員会会議録

(令和8年2月19日)

- (兼平教育長) ただいまから令和8年第2回月形町教育委員会会議を開催します。
委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

(午後4時30分開会)

- ○(兼平教育長) 教育行政報告を説明願います。

- (上葛教育次長) 1頁をお開きください。教育行政報告をご説明します。

令和8年1月16日から令和8年2月9日までの教育行政報告です。

1月16日、第1回町議会臨時会が開催され、議案5件、発議1件及び会議案1件が承認されました。

同日、新年交礼会が多目的研修センターにおいて開催され、兼平教育長及び岸上委員にご出席いただきました。

1月21日、五輪ボート競技において2大会で金メダルを獲得されたスーザン・フランシアさんから、同氏の母であり、新型コロナウイルスワクチン開発に携わりノーベル賞を受賞したカタリン・カリコさんに関するノンフィクション絵本を、図書館へ寄贈いただきました。

また、2月3日には、スーザンさんが小学校及び中学校を訪問し、子どもたちに対し、夢や目標に向かって挑戦することの大切さについてメッセージを伝えるとともに、児童生徒の質問に答えるなど、交流を深めました。併せて、オリンピックの金メダルとノーベル賞のメダルを並べて同時に見ることができ、子どもたちにとって大変貴重な機会となりました。

1月22日、第1回教育委員会会議が開催され、議案2件及び報告1件についてご承認いただきました。

2月1日、第46回行政区対抗ミニバレーボール大会が開催され、男子8チーム、女子5チームが熱戦を繰り広げ、町内の親睦を深めるとともに、行政区間の交流促進が図られました。

以上、教育行政報告といたします。

- (兼平教育長) ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- (兼平教育長) 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- ○(兼平教育長) 「議案第3号 令和7年度月形町一般会計補正予算(第8号) [教育関係] について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○（上葛教育次長）ご説明します。議案書3頁をお開きください。

「議案第3号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第8号）〔教育関係〕について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年度月形町一般会計補正予算（第8号）〔教育関係〕について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

それでは、別冊1をご覧ください。

本件は、3月3日から開催されます第1回町議会定例会に提案する補正予算でございます。

まず、1頁・2頁が歳入歳出補正予算の町全体額となっております。

1頁右下の歳入補正額合計は100,115千円、2頁右下の歳出補正額合計も同額となっております。

また、2頁の「10 教育費」全体の補正額は、左下のとおり17,042千円の減額となっております。

続きまして、歳出から説明いたします。13頁をご覧ください。

2款1項8目「財産管理費」につきましては、「教職員住宅管理経費」で、表右側の説明欄のとおり、修繕料の減により減額となっております。

次に、14頁をご覧ください。10款「教育費」でございます。

1項1目「教育委員会費」、2目「事務局費」につきましては、いずれも説明欄のとおりです。

3目「教育振興費」以降につきましても、基本的には説明欄のとおりですが、主な点を補足いたします。

「教職員福利厚生事業」のうち手数料につきましては、健康診断受診者及び胃がん健診希望者の減によるものです。

「学校教育振興事業」の会計年度任用職員関係につきましては、月形小学校の特別支援教育支援員2名の勤務時間数が減少したことに伴い、各種手当が対象外となるなど、減額となっております。

「就学援助事業」につきましては、就学援助対象者の減によるものです。

15頁の「高校教育振興事業」につきましては、月形高校を支援する「人づくり振興事業」に係る交付金が、通学助成、町内中学校からの入学奨励、大学などへの進学奨励、英検2級以上合格者を対象とした海外派遣など、対象者の減により減額となっております。

「小中学校情報機器整備事業」の「備品購入費」につきましては、1人1台端末の

更新にあたり北海道で共同調達を実施した結果、契約金額が減となったことによるものです。

「小中一貫教育推進事業」につきましては、義務教育学校開校準備委員が令和7年3月末で解散したため、全額を減額しています。

次に、2項1目「学校管理費」です。

「小学校配当経費」の燃料費662千円につきましては、例年に比べ10月下旬以降の気温低下が早かったことなどにより、燃料使用量が増加したため増額となっております。

続きまして、3項1目「学校管理費」です。

「中学校配当経費」の燃料費424千円につきましても、小学校同様に燃料使用量の増によるものです。

また、同じく「光熱水費」119千円につきましては、エアコンの電気使用量が年間を通じて増加したことによるものです。

次に、4項1目「社会教育総務費」です。16頁にわたります。

「社会教育推進事業」のうち「芸術鑑賞会開催業務」470千円減につきましては、小学生対象の芸術鑑賞会が文化庁の事業として採択されたことにより、町の負担が不要となったため減額となっております。

続いて、2目「社会教育施設費」です。

「博物館管理経費」の会計年度任用職員関係につきましては、博物館解説員を3名配置する予定でしたが、採用が2名にとどまったことによる減額です。

また、「燃料費」195千円の増につきましては、学校管理費と同様に、例年に比べ10月下旬以降の気温低下が早く、燃料使用量が増加したことにより増額となっております。

次に、5項1目「保健体育総務費」です。17頁にわたります。

「保健体育推進事業」の「スポーツ教室講師謝礼」につきましては、参加人数等に応じて講師人数を見直したことによる減額です。

「負担金」のうち「スキー教室」につきましては、雪不足によりスキー場がオープンできず未実施となったため減額となっております。

「補助金」の「月形町スポーツ協会」につきましては、団体の繰越金増により補助金が減額となったものです。

2目「体育施設管理経費」につきましては、説明欄のとおりです。

3目「学校給食費」の会計年度任用職員関係につきましては、業務量に応じて調理員を1名減としたことによる減額です。

燃料費は燃料単価実績の増による増額、修繕費は温水ボイラーの修繕などによる増額、賄材料費は献立の工夫・見直し等による減額となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8頁をお開きください。

13款1項7目「教育使用料」につきましては、説明欄のとおりです。

「博物館入館料」につきましては、昨年道の駅開業効果を除いて、例年より来館者が増加していることによるものです。

また、「総合体育館使用料」につきましては、総合体育館の利用者が増加し、特に冬季の予約が増えていることによるものです。

次に、9頁、14款2項4目「教育費国庫補助金」です。

「就学援助費補助金」につきましては、「特別支援教育就学奨励補助金」の対象者の減によるものです。

続いて、10頁、16款1項1目「財産貸付収入」です。

「教員住宅貸付料」につきましては、入居者の減によるものです。

次に、11頁、20款5項4目「給食事業収入」につきましては、児童生徒分は給食費の無償化をしており、主に教職員に係る給食数の減によるものです。

5目「雑入」につきましては、説明欄のとおりです。

最後に、12頁、21款1項8目「教育債」につきましては、歳出の月形高校の取組を支援する「人づくり振興事業」への充当により増となるものです。

以上、議案第3号についてご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号は本案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第3号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）「議案第4号 令和8年度月形町教育行政執行方針について」を議題とします。

ご説明いたします。議案書5頁をお開きください。

「議案第4号 令和8年度月形町教育行政執行方針について」、月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第9号の規定により、令和8年度月形町教育行政執行方針について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

令和8年度月形町教育行政執行方針については、別冊2のとおり事前に配付してお

り、お目通しいただいていると思いますので、説明は省略させていただきます。何かございましたら、ご連絡をいただきたいと存じます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は本案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって議案第4号は本案のとおり可決されました。

- ○(兼平教育長) 「議案第5号 令和8年度月形町一般会計予算〔教育関係〕について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長) ご説明します。議案書7頁をお開きください。

「議案第5号 令和8年度月形町一般会計予算〔教育関係〕について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和8年度月形町一般会計予算〔教育関係〕について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

別冊3をご覧ください。

まず、1頁から2頁は町全体の歳入歳出予算でございます。

1頁右下の歳入合計は5,266,000千円、2頁右下の歳出合計も同額となっております。

このうち、2頁左下のとおりに教育費は407,696千円でございます。

続きまして、歳出からご説明いたします。19頁をお開きください。

20頁にわたりますが、2款1項8目「財産管理費」のうち、「教職員住宅管理経費」につきましては、教職員住宅9戸の管理に要する経費でございます。

本年度は、教職員住宅3棟の屋根塗装などを行うため、修繕料3,228千円を計上しており、昨年度より増額となっております。

続いて、21頁をご覧ください。

10款1項1目「教育委員会費」につきましては、説明欄のとおりでございます。

2目「事務局費」につきましても、説明欄のとおりでございます。

3目「教育振興費」以降につきましても、基本的には説明欄のとおりですが、主な

点を補足してご説明いたします。

「外国語指導助手活動事業」につきましては、ALTに係る経費でございます。

令和8年度は、現任のALTが任期満了となり、新たなALTを受け入れることから、帰国旅費および受入旅費を「会計年度任用職員費用弁償」に計上しております。

あわせて入居住宅用として、「消耗品費」および「備品購入費」が昨年度に比べ増額となっております。

次に、「学校教育振興事業」の会計年度任用職員関係につきましては、町費の時間講師および特別支援教育支援員分でございます。

小学校は、授業支援員3名と英語講師1名、計4名の時間講師に、特別支援教育支援員2名を加え、合計6名の配置となります。

中学校は、昨年度と同様に英語講師1名の配置を見込んでおります。

「就学援助事業」につきましては、これまでの実績を踏まえ、昨年度より減額としております。

続いて、23頁をご覧ください。

「高校教育振興事業」のうち「人づくり振興事業」につきましては、月形高等学校への支援でございますが、昨年度と比較し、全体事業費に大きな増減はございません。

支援内容につきましては、全国募集である地域みらい留学の募集・受入費用、通学助成、進学・就職奨励、海外派遣事業など、昨年度からの変更はございません。

「小中学校情報機器整備事業」につきましては、「小中学校情報通信ネットワーク工事」31,459千円を計上しています。

小中学校のネットワークは、令和2年度のGIGAスクール構想に伴い整備してから5年以上が経過しており、また、義務教育学校整備が中断となったことから、現行環境を前提としたICT機器の更新が必要となっております。

具体的には、アクセスポイントやスイッチングハブなどのICT機器につきまして、保守期限の到来により更新が必要となっているものです。

更新にあわせてアクセスポイントを教室内へ移設し、通信環境の改善を図ることで、これまで発生していた通信障害の解消もあわせて行います。

「義務教育学校整備事業」につきましては、町の整備中断を受け、令和7年3月で義務教育学校開校準備委員会を解散しております。

町では令和8年度中に方針を決定することとしておりますので、方針決定までの間、「義務教育学校町内産杉材利用業務」により、歴史的価値のある「囚人が植えた杉」を保管いたします。

続いて、2項1目「学校管理費」でございます。

「小学校管理経費」につきましては、昨年度より「消耗品費」が大幅に増額となっております。

これまで1万円以上の物品は「備品購入費」で購入しておりましたが、今回、財務規則を改正し、5万円以上を「備品購入費」とすることとなったため、単価5万円未満の物品を消耗品として計上しております。

このため、5万円未満の備品が消耗品へ振り替わったものであり、管理経費全体としては昨年と同様の傾向となっております。

「月形小学校管理関係業務」が昨年度より増額となっておりますが、主に用務員・清掃業務委託料の増額によるものでございます。

また、教育執行方針にもございました hyper Qu の教育心理検査料につきましては、本経費の「手数料」のうち 52,260 円分として計上しております。

続いて、24 頁をお開きください。

「小学校整備事業」でございます。

「月形小学校改修計画及び実施設計業務」につきましては、令和7年度から令和8年度までの継続事業でございます。

令和7年度予算 2,979 千円、令和8年度予算 4,964 千円、合計 7,943 千円でございます。

前回の12月補正予算でご説明したとおり、早期に対応が必要な水道管更新、屋上防水、受変電設備更新、照明LED化に係る実施設計業務と、今後の使用において必要な改修計画を立てる業務でございます。

早急に対応が必要な修繕につきましては、令和8年度から速やかに実施したいと考えております。

なお、改修計画につきましては、外壁の塗装、暖房機の更新、エアコン等の空調設備の更新、電気設備の更新など、校舎や体育館を今後何年使用するかによって改修内容が変わることから、町として早急に義務教育学校の開校目途について方向性を示していただく必要があるものと考えております。

「月形小学校エアコン設置工事」につきましても、義務教育学校の整備中断に伴うものでございます。

具体的には、図工室、多目的室、ブラス室、理科教室、数学教室、管理人室の6室にエアコンを設置いたします。

続いて、3項1目「学校管理費」でございます。

「中学校管理経費」の「消耗品費」につきましては、小学校管理経費と同様に、5万円未満の備品が消耗品へ振り替わったことにより、昨年度より増額となっております。

「手数料」につきましても、小学校と同様に hyper Qu の教育心理検査料として 29,640 円が含まれております。

「月形中学校管理関係業務」につきましては、「低濃度PCB廃棄物収集運搬及び

処理業務」1,846千円を含んでいます。

現在使用していない受変電設備でございますが、PCBが含有しているため処分するものでございます。

このほか、学校管理業務の増額要因として、小学校と同様に「用務員・清掃業務」が増額となっております。

「オンライン学習サービス利用料」につきましては、昨年度より導入したスタディサプリを継続して活用し、更なる教育の質の向上を図ります。

「中学校整備事業」につきましては小学校と同様でございます。

「月形中学校改修計画及び実施設計業務」につきましては、令和7年度から令和8年度までの継続事業として、令和7年度予算1,518千円、令和8年度予算2,530千円、合計4,048千円でございます。

早期に修繕対応が必要な照明LED化に係る実施設計業務と、今後の使用において必要な改修計画を立てる業務でございます。

なお、改修計画としては、屋上防水、水道管更新、外壁の塗装、暖房機の更新、エアコン等の空調設備の更新、電気設備の更新などが考えられます。

「月形中学校エアコン設置工事」につきましても小学校と同様でございます。

具体的には、多目的室、図書室、家庭科室、放送室、生徒会室、相談室、管理人室の合計7室に設置いたします。

続いて、4項1目「社会教育総務費」でございます。

「社会教育推進事業」の会計年度任用職員関係につきましては、社会教育指導員1名分と、教育委員会事務補助員1名分でございます。

「芸術鑑賞会開催業務」につきましては、幼児、小学生、中高生、一般の部として4回開催しておりましたが、一般の部を隔年開催とし、令和8年度は実施しないため減額となっております。

「地域おこし協力隊活動支援業務」3,498千円につきましては、社会経験を持つアーティスト・クリエイターの採用を見込んでいます。

主に、芸術鑑賞会や町民文化祭など文化系事業の実施、町の文化の発信拠点であるツキガタアートヴィレッジと連携した芸術文化のPR、展示会やイベントの開催など、創造性を生かして本町の文化芸術の価値を高め、地域へ発信していく活動を行っていただきたいと考えております。

なお、本協力隊の活動旅費、消耗品費、事務的経費などの活動経費は、別に「地域おこし協力隊活動費助成事業」2,000千円として併せて計上しております。

「少年教育事業」の「青少年健全育成事業」につきましては、実用英語技能検定の合格者に係る海外派遣3名分でございます。

「成人教育事業」の「諸車賃借料」につきましては、ふれあい大学の登下校等に係

るバス借上料でございます。

「図書教育事業」の会計年度任用職員関係につきましては、図書館事務補助員の月給1名および時間給1名、計2名分でございます。

続いて、2目「社会教育施設費」でございます。

「陶芸教室管理経費」につきましては、現在利用はございませんが、小学校跡地として計画されている地域拠点施設等の動向も踏まえ、一体的に判断する必要があることから、維持管理を継続してまいりました。

義務教育学校の整備が中断となりましたので、令和8年度中に今後の在り方を検討したいと考えております。

「博物館管理経費」の会計年度任用職員関係につきましては、博物館解説員3名分の報酬等でございます。

「印刷製本費」につきましては、英文リーフレットを作成するため増額となっております。

「修繕料」につきましては、「本庁舎外壁防腐塗装」5,445千円を含んでおります。

平成21年を最後に塗装していませんので、今回実施するものでございます。

続いて、5項1目「保健体育総務費」でございます。27頁に渡ります。

「保健体育推進事業」の補助金「月形町スポーツ協会」につきましては、同協会の繰越金があるため、昨年度より減額となっております。

2目「体育施設費」でございます。

「体育施設管理経費」の「修繕料」につきましては、総合体育館ステージの「舞台吊物装置修繕業務」10,816千円、多目的アリーナの「ボイラー修理業務」16,049千円を含んでおり、増額となっております。いずれも建設時から更新していないため、今回更新を予定するものです。

「体育施設管理業務」につきましては、総合体育館および指定管理をしている多目的アリーナ、野球場、パークゴルフ場に係る管理委託業務でございます。

労務単価の増に伴い、昨年度より大幅に増額となっております。

「体育施設整備事業」の「総合体育館管理人室エアコン及び格技場冷房設備設置工事」につきましては、人が常駐する管理人室および主に柔剣道で使用する格技場にエアコンを設置するものでございます。

3目「学校給食費」でございます。

「学校給食経費」の会計年度任用職員関連につきましては、調理員、事務員、施設管理員など計11名に係る報酬等の経費でございます。

報酬等の関連経費につきましては、昨年度よりベースアップにより増額となっております。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。7頁をお開きください。

13款1項7目「教育使用料」につきましては、説明欄のとおりでございます。

「博物館入館料」につきましては、近年の実績を踏まえ増額しております。

続いて、9頁をご覧ください。

14款2項4目「教育費国庫補助金」につきましては、説明欄のとおりでございます。

続いて、12頁をご覧ください。

16款1項1目「財産貸付収入」および2目「利子及び配当金」につきましては、説明欄のとおりでございます。

続いて、13頁をご覧ください。

17款1項4目「教育費寄附金」につきましては、説明欄のとおりでございます。

続いて、14頁をご覧ください。

18款1項3目「青少年健全育成基金繰入金」につきましては、実用英語技能検定合格者の海外派遣3名分に係る繰入金が主なものでございます。

続いて、16頁から17頁をご覧ください。

20款5項4目「給食事業収入」及び5目「雑入」につきましては、説明欄のとおりでございます。

続いて、18頁をご覧ください。

21款1項7目「教育債」につきましては、説明欄に記載の事業について、過疎債を活用するものでございます。

最後に、3頁にお戻りください。

第3表につきましては、ただいまご説明した「教育債」の事業でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は本案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第5号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）「議案第6号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○（上葛教育次長）ご説明します。議案書9頁をお開きください。

「議案第6号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について」、月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第9号の規定により月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

10頁をお開きください。本案は、議会へ提案予定の議案でございます。

多目的アリーナの利用料金上限額につきましては、令和2年4月に改正しておりますが、その後、燃料費、電気料金、人件費などの高騰により、施設の維持管理に要する経費が増加しております。

こうした状況を踏まえ、各施設の財源となる利用料金の上限額について、受益者負担の考え方も考慮し、利用料金の適正化を図ることを目的として、今回改定を行うものでございます。

利用料金は、夏期料金と冬期料金に区分し、団体・個人、一般・児童生徒の区分ごとに設定しております。

改定後の利用料金上限額の基本的な考え方でございますが、町外者の利用が全体の約7割を占めていることから、受益者負担を維持管理経費の約6割から7割程度と設定し、今後の物価指数の上昇等も考慮したうえで、その1.5倍から2倍程度の範囲で上限額を設定しております。

その結果、改正後の利用料は、概ね現行の2倍から2.5倍程度となります。

また、多目的アリーナにつきましては、冬期の暖房に係る維持管理費が高いことから、冬期の方が値上げ幅が大きくなっております。

なお、町外の団体又は個人が利用する場合は、本表の2倍の額が利用料金の上限額となります。

本改定につきましては、利用者への周知期間を確保するため、施行日を令和8年10月1日としております。

また、今回の改定は、あくまでも利用料金の上限額の改定であり、実際の利用料金につきましては、指定管理者である株式会社月形町振興公社が、条例で定める上限の範囲内で別途定めることとなります。

以上、議案第6号についてご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号は本案のとおり可決することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって議案第6号は本案のとおり可決されました。

- ○(兼平教育長) 「議案第7号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長) ご説明します。議案書13頁をお開きください。

「議案第7号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について」、月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第9号の規定により月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

14頁をお開きください。

なお、野球場の利用料金につきましても、改定の趣旨、上限額設定の基本的な考え方、施行日、指定管理者が上限の範囲内で実際の料金を定める点などは、先ほどご説明しました議案第6号と同様でございます。

異なる点は、野球場の利用料金が、5月1日から10月31日までの期間を対象として、「アマチュアスポーツに使用する場合」と「その他に使用する場合」の区分となっている点でございます。

以上、議案第7号についてご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

○(兼平教育長) ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号は本案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって議案第7号は本案のとおり可決されました。

- ○(兼平教育長) 「議案第8号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

- （上葛教育次長）ご説明します。議案書 17 頁をお開きください。

「議案第 8 号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について」、月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 2 条第 9 号の規定により月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

18 頁をお開きください。

なお、月形町パークゴルフ場の利用料金につきましても、改定の趣旨、施行日、指定管理者が上限の範囲内で実際の料金を定める点などは、先ほどご説明しました議案第 6 号と同様でございます。

異なる点は、パークゴルフ場の利用料金が、「一日券」及び「シーズン券」に区分され、あわせて「個人利用」及び「団体利用」、さらに「中学生以下」と「高校・一般」の区分により設定されている点でございます。

また、改定後の利用料金上限額につきましては、先ほどの 2 施設と同様の算定の考え方を踏まえつつ、パークゴルフ協会など町内の利用者が主であることから、受益者負担の考え方によらず、設定幅のうち最も低い水準である現行料金の 2 倍を新たな上限額として設定しております。

以上、議案第 8 号についてご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

- （兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 8 号は本案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- （兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第 8 号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第 2 号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和 8 年 2 月分）について」を議題とします。

上葛教育次長、説明願います。

- （上葛教育次長）ご説明します。議案書 21 頁をお開きください。

「報告第 2 号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和 8 年 2 月分）について」、令和

8年2月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明いたします。

議案書22頁をご覧ください。

小学生は67名、中学生は42名、合計で109名となっており変更はありません。

以上、報告第2号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（兼平教育長）ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

○（兼平教育長）お諮りします。報告第2号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって報告第2号は報告のとおり承認されました。

- ○（兼平教育長）以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和8年第2回月形町教育委員会を閉会します。

（午後5時5分閉会）

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和8年2月20日

教 育 長 兼 平 晃 成